

## ◇ 平成 30 年度日本獣医師会 小動物臨床講習会（中部地区）の開催

平成 30 年度公衆衛部会通常総会 及び 小動物臨床部会第 2 回講習会・公衆衛部会研修会 合同講習会

平成 30 年度公衆衛生部会通常総会を平成 30 年 10 月 21 日（日）に新潟東映ホテルで開催し、会員 20 名が出席しました。伊藤部会長の挨拶の後、議事に入り、平成 29 年度事業経過報告及び決算報告、役員選任に係る規則改正について審議され、原案通り承認されました。

総会後の研修会は、公益社団法人日本獣医師会主催の小動物臨床講習会と合同で開催され、公衆衛生部会員の他、小動物臨床部会会員等も含めて 62 名の出席がありました。

岐阜大学応用生命科学部獣医病理学研究室教授の柳井徳磨先生から「動物の遺体における獣医法医学的研究の必要性について」ご講演をいただきました。柳井先生は獣医大学における動物法医学教育の確立を目指し、岐阜大学と近隣自治体との官学連携、ならびにアジアにおける獣医法医学的研究の地域連携を推進するなど、多方面でご尽力されています。

講演ではまず、「獣医法医学」という概念すら定まっていない現状について説明がありました。医学界に比べ 100 年以上の遅れが指摘される中、様々な事例における死因解明の症例解説は、獣医領域においても、あらゆる場面で法医学的アプローチが必要とされていることを痛感させられる内容でした。

例えば、動物愛護法の改正で罰則が強化されたことを背景とし、動物虐待やネグレクトを証明するため、警察から依頼される法医学的解剖の件数は年々増加傾向にあるとのこと。さらに、野生動物の法医学研究を進めることで人獣共通感染症や中毒のモニターに役立つことや、公衆衛生関連以外では、動物園で飼育される希少動物が死亡した場合、高額な保険金の支払いに関与する責任の所在の明確化のため、死因究明は非常に重要であることが紹介されました。

小動物臨床の現場においても、モンスターオーナーの出現などにより、法医学的解剖が必要となる場面も今後増えることが予想されるため、小動物臨床部会会員からも「非常に興味深い内容だった」という感想が聞かれ、大変有意義な研修会となりました。



受講の様子



講演される柳井徳磨先生